

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための名称等の公表の考え方

2020.12.07

1 基本的な考え方

市は、市内でクラスターが発生した場合、発生店舗等の所在する地域、業態、感染予防対策の実施の状況を、発生店舗等の同意の有無に関わらず公表する。

また、クラスターが発生した店舗、施設等（以下「発生店舗等」という。）の名称は、同意をもって公表する。

2 発生店舗等の同意なく名称等を公表する要件の厳格化

国及び静岡県が定める店舗名等の公表に関する基準等に定めのある場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、当該店舗等の同意がなくても名称等を公表する。

- (1) 市が発生店舗等においてクラスターの発生を認定した際に、当該店舗等から市に対して、報道発表より前に業態ごとのガイドラインによる利用者情報（以下「名簿等」という。）が提出されていない場合
- (2) 発生店舗等が名簿等を市に提出した後に、名簿等に記載されていない利用者があること又は名簿等に記載された利用者情報が虚偽若しくは不正確であることが判明した場合
- (3) 濃厚接触者であって感染症検査の結果が陰性であることを確認できていない従業員等を勤務させる等、市が求める感染防止対策に協力しない場合

3 公表に向けた取組

- (1) 名称等の公表について発生店舗等の同意を得るためのチームを編成し、対応に当たる。
- (2) 名称等の公表に同意した発生店舗等が風評被害に苦しむことがないように、並行して風評被害対策や支援も実施していく。